

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る新旧対照表

改正後	現 行
<p>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p>平成<u>26</u>年<u>〇</u>月</p> <p>南相馬市</p>	<p>農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p>平成<u>22</u>年<u>6</u>月</p> <p>南相馬市</p>

改正後	現 行
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状</p> <p>南相馬市は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯である。阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畠地帯に大別される。水田地帯では、大区画のスケールメリットを生かした低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畠地帯では、ダイコンやバレイショ、ブロッコリーなどの土地利用型野菜の栽培が盛んである。</p> <p>平成16年の農業粗生産額は102億円で、このうち米が58億円、次いで畜産が19億円、野菜が17億円となっている。最近10年間の推移をみると、米が価格の低迷により36%、畜産が養豚業の縮小などにより34%、全体では30%それぞれ生産額が減少している。</p> <p><u>このような中、平成23年3月11日発生した東日本大震災とそれに引き続いて東京電力(株)福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による灾害を「原子力災害」という。）の発生により、沿岸部では、津波被害により多くの農地が被災したほか、放射性物質の拡散により多くの農業者が避難生活を余儀なくされるとともに、原発事故による旧警戒区域の設定により、旧警戒区域内の復旧作業が遅れている。</u></p> <p><u>また、農地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことから、本市の農業構造は極めて厳しい状態となった。</u></p> <p><u>その後、震災及び津波により被災した農地、農業施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により汚染された農業用水路及び農地の除染を計画的に進め、放射性物質の吸収抑制対策の実施、さらには農産物のモニタリング検査の実施等による農産物の安全性の確認を行ないながら、本市農業の営農再開を進めていく。</u></p> <p><u>しかし、いまだに農業者の避難が継続しており、今後とも風況被害への対応を含め営農の再開に向けた取組が必要となっている。</u></p> <p>2 農業構造の変化</p> <p>昭和40年代から積極的な企業誘致と双葉地方に原子力発電所が立地されたことを契機として、恒常的な勤務による安定的兼業農家が増加してきたが、近年は、兼業農家から土地持ち非農家への移行が進んでいる。2005年農林業センサスでは、前々回調査と比べて、農家数は約14%の減少であったが、農業の中心的な役割を担っている販売農</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状</p> <p>南相馬市は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯である。阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畠地帯に大別される。水田地帯では、大区画のスケールメリットを生かした低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畠地帯では、ダイコンやバレイショ、ブロッコリーなどの土地利用型野菜の栽培が盛んである。</p> <p>平成16年の農業粗生産額は102億円で、このうち米が58億円、次いで畜産が19億円、野菜が17億円となっている。最近10年間の推移をみると、米が価格の低迷により36%、畜産が養豚業の縮小などにより34%、全体では30%それぞれ生産額が減少している。</p>

改正後	現 行
<p>家数では約 20%、主業農家数では約 30%とそれぞれ大きく減少している。また、65 歳未満の農業専従者をはじめとする農業就業人口も減少し、農業従事者の高齢化も進んでいる。</p> <p>また、これまで、安定的兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、これら兼業農家における農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機として、急速に農地の流動化が進みつつある。</p> <p><u>このような中、東日本大震災及び原子力災害の発生による営農中止、営農意欲の減退により、農家の高齢化が加速化するとともに、農地の流動化が鈍化してきている。</u></p>	<p>家数では約 20%、主業農家数では約 30%とそれぞれ大きく減少している。また、65 歳未満の農業専従者をはじめとする農業就業人口も減少し、農業従事者の高齢化も進んでいる。</p> <p>また、これまで、安定的兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、これら兼業農家における農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機として、急速に農地の流動化が進みつつある。</p>
<p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、<u>東日本大震災及び原子力災害から本市農業の再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね 10 年後の農業経営の改善の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</u></p>	<p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</p> <p>市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、<u>農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね 10 年後の農業経営の改善の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</u></p>
<p>(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の目標</p> <p>地域において現に形成されている優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 450 万円以上、1 個別経営体当たり 670 万円以上）、年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,900 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。</p>	<p>(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の目標</p> <p>地域において現に形成されている優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 450 万円以上、1 個別経営体当たり 670 万円以上）、年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,900 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。</p>
<p>(2) 担い手育成の考え方</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の発展を図るため、地域の合意によって明確化された担い手を育成する。</p> <p>個別の担い手については、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の確保・育成を図りながら、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。の確保・育成を図ることを</u>基本とし、個別の担い手確保が困難な地域においては、農業者による農作業受託組織の育成など、集落営農を推進する。また、農作業受託組織については、経理の一元化や法人化を進めるとともに、農用地の維持管理方法等について集落での合意形成が整ったものから、特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利</p>	<p>(2) 担い手育成の考え方</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の発展を図るため、地域の合意によって明確化された担い手を育成する。</p> <p>個別の担い手については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）<u>第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の _____ 育成を _____ 基本とし、個別の担い手確保が困難な地域においては、農業者による農作業受託組織の育成など、集落営農を推進する。また、農作業受託組織については、経理の一元化や法人化を進めるとともに、農用地の維持管理方法等について集落での合意形成が整ったものから、特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員か</u></p>

改正後	現 行
<p>用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。））や特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人）への移行を図る。</p> <p>(3) 目的達成のための推進方向</p> <p>ア 法第 4 条第 4 項に規定する市が行う利用権設定等促進事業などの農業経営基盤強化促進事業、法第 4 条第 3 項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積の円滑化を図るために農地利用集積円滑化団体が農地の売買、貸付、農業の経営、農作業委託の代理等を行う農地利用集積円滑化事業及び法第 4 条第 2 項に規定する農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するため、<u>農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等</u>を積極的に活用し、利用権の設定や農作業受委託等を進め、農用地の利用集積により、経営規模の拡大を促進する。また、農地利用集積円滑化団体及び<u>農地中間管理機構</u>と連携した事業の推進を図るとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握しながら、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。</p> <p><u>イ 地区の状況に応じて人・農地プランの作成・見直しを行い、担い手の明確化と同プランの内容を考慮した農地中間管理事業等の活用を促進するとともに、担い手への面的な農地集積・集約化による農地の有効活用とほ場の大区画化の推進により、担い手の生産性向上と経営安定化を図る。</u></p> <p><u>乙 土地利用型農業の育成については、水稻の規模拡大による経営の合理化を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指すとともに、<u>飼料用米、加工用米、稻WCS等非主食用米を含む多様な米づくり</u>を進め、<u>土地利用型経営の安定化</u>を目指す。また、法第 23 条第 1 項に定められ、集落など地区内地権者の 2/3 以上が集まって、農地の利用集積や作物作付の集団化などについて規程を定め、市町村の認定を受けた農用地利用改善団体の土地利用調整活動による農地の利用集積を図り、生産性の向上に努める。さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進する。</u></p> <p><u>エ 集約的農業経営の展開を図るため、野菜及び果樹、花き、菌茸等の収益性の高い作物の導入やその産地形成を推進する。</u></p> <p><u>オ 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜</u></p> <p>らその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。））や特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人）への移行を図る。</p> <p>(3) 目的達成のための推進方向</p> <p>ア 法第 4 条第 4 項に規定する市が行う利用権設定等促進事業などの農業経営基盤強化促進事業、法第 4 条第 3 項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積の円滑化を図るために農地利用集積円滑化団体が農地の売買、貸付、農業の経営、農作業委託の代理等を行う農地利用集積円滑化事業及び法第 4 条第 2 項に規定する農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するため、<u>農地保有合理化法人が農地の売買、貸借、信託の引き受け等を行なう農地保有合理化事業</u>を積極的に活用し、利用権の設定や農作業受委託等を進め、農用地の利用集積により、経営規模の拡大を促進する。また、農地利用集積円滑化団体及び<u>農地保有合理化法人</u>と連携した事業の推進を図るとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握しながら、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。</p> <p><u>イ 土地利用型農業の育成については、水稻の規模拡大による経営の合理化を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す</u></p> <p><u>また、法第 23 条第 1 項に定められ、集落など地区内地権者の 2/3 以上が集まって、農地の利用集積や作物作付の集団化などについて規程を定め、市町村の認定を受けた農用地利用改善団体の土地利用調整活動による農地の利用集積を図り、生産性の向上に努める。さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進する。</u></p> <p><u>乙 集約的農業経営の展開を図るため、野菜及び果樹、花き、菌茸等の収益性の高い作物の導入やその産地形成を推進する。</u></p> <p><u>エ 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜</u></p>	

改正後	現 行
<p>の導入による高品質化、家畜ふん尿のリサイクルの実施により、持続可能な畜産経営の実現を図る。</p> <p>カ 新規就農の受け皿の確保及び経営の円滑な継承、経営管理能力の向上を促進するため、認定農業者の中で、経営管理や就労条件の整備等によって経営と家計の分離が図られた経営体については、経営の法人化を推進する。</p> <p>キ 生産組織については、技能に優れたオペレーターの育成や更なる受委託の促進を通じて経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。</p> <p>ク 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等との間で、地域資源の管理や農村コミュニティの維持を図りながら、地域全体としての発展に結び付くよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。</p> <p>ケ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加を通じ、農業経営への参画を促進する。</p>	<p>の導入による高品質化、家畜ふん尿のリサイクルの実施により、持続可能な畜産経営の実現を図る。</p> <p>オ 新規就農の受け皿の確保及び経営の円滑な継承、経営管理能力の向上を促進するため、認定農業者の中で、経営管理や就労条件の整備等によって経営と家計の分離が図られた経営体については、経営の法人化を推進する。</p> <p>カ 生産組織については、技能に優れたオペレーターの育成や更なる受委託の促進を通じて経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。</p> <p>キ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等との間で、地域資源の管理や農村コミュニティの維持を図りながら、地域全体としての発展に結び付くよう、農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。</p> <p>ク 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加を通じ、農業経営への参画を促進する。</p>
<p>4 農業経営支援センターの活動方向</p> <p>市は、農業委員会及び農業協同組合、県相双農林事務所農業振興普及部（以下「県普及部」という。）等と十分な連携を図りながら、農業者に対して濃密な指導を行うため、農業経営支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。支援センターでは、集落段階における話し合いを促進するとともに、その中で、認定農業者及び認定新規就農者の育成や集落営農の組織化など、地域の実情に即した経営体の育成、農用地の利用集積の方向等を明らかにする。</p> <p>また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断や先進的な技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等について重点的指導を行う。農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を行う。</p> <p>農業経営改善計画の実現を図るため、農用地の利用集積や制度資金の利子補給などの支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。さらに、地域の面的な広がりを対象とする各事業の実施に当たっては、認定農業者の経営にも十分配慮するとともに、事業計画の策定等においては、認定農業者及び認定新規就農者の参加を推進する。</p> <p>認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化について、重点的に指導、助言を行う。</p>	<p>4 農業経営支援センターの活動方向</p> <p>市は、農業委員会及び農業協同組合、県相双農林事務所農業振興普及部（以下「県普及部」という。）等と十分な連携を図りながら、農業者に対して濃密な指導を行うため、農業経営支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。支援センターでは、集落段階における話し合いを促進するとともに、その中で、認定農業者_____の育成や集落営農の組織化など、地域の実情に即した経営体の育成、農用地の利用集積の方向等を明らかにする。</p> <p>また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断や先進的な技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等について重点的指導を行う。農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を行う。</p> <p>農業経営改善計画の実現を図るため、農用地の利用集積や制度資金の利子補給などの支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。さらに、地域の面的な広がりを対象とする各事業の実施に当たっては、認定農業者の経営にも十分配慮するとともに、事業計画の策定等においては、認定農業者_____の参加を推進する。</p> <p>認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化について、重点的に指導、助言を行う。</p>

改正後	現 行
<p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>南相馬市の平成25年の新規就農者は○人であり、過去○年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、本市の基幹作物である稲の産地としての生産量の維持及びトマト等の施設野菜等戦略的作物の生産拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標</p> <p>国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間220人以上を踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5人増加させる。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <p>南相馬市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。</p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p>	<p>(新規)</p>

改正後	現 行					
<p>第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>(略)</p>					
<p>1 営農類型</p> <p>(略)</p>	<p>1 営農類型</p> <p>(略)</p>					
<p>2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 生産方式 </td><td style="width: 90%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積<u>と規模拡大</u>を図る。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。<u>また、飼料用米、加工用米、稻WCS等の非主食用米を含む多様な米づくりによる土地利用型経営の安定化を図る。</u> (2) 麦・大豆 </td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積_____を図る。 </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆 </td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆 </td></tr> </table>	生産方式	1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積 <u>と規模拡大</u> を図る。	2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。 <u>また、飼料用米、加工用米、稻WCS等の非主食用米を含む多様な米づくりによる土地利用型経営の安定化を図る。</u> (2) 麦・大豆	1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積_____を図る。	2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆	2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆
生産方式	1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積 <u>と規模拡大</u> を図る。					
2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。 <u>また、飼料用米、加工用米、稻WCS等の非主食用米を含む多様な米づくりによる土地利用型経営の安定化を図る。</u> (2) 麦・大豆	1 共通事項 (1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。 (2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。 (3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。 (4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積_____を図る。					
2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆	2 作目別の技術等 (1) 水稲 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。 複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。_____ _____ _____ (2) 麦・大豆					

改正後		現 行		
	<p>実需者が求める品質を一定量確保するため、団地化及び機械化を推進する。</p> <p>水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと排水対策を実施する。</p> <p>(3) 野菜</p> <p>育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進める。</p> <p>省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、灌水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の自動化を進める。</p> <p>土地利用型野菜では、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化により、省力化と規模拡大を進める。</p> <p>(4) 果樹</p> <p>ナシでは、殺虫剤の削減を図るため、性フェロモン剤の利用を進め、環境にやさしい農業を確立する。</p> <p>栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工授粉のための授粉機やみつばち、マメコバチ等の導入を進める。</p> <p>労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに、労働力調整システムを活用する。</p> <p>(5) 花き</p> <p>収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を図る。</p> <p>育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等によって生産性の向上を図る。</p> <p>定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>(6) 畜産</p> <p>酪農経営では、効率的で良質な自給飼料生産、牛群検定の活用による生産性向上推進により、省力化及び経営の効率化を進める。大規模酪農経営では、フリーストール・ミルキングペーラー方式を導入し、省力化を進める。</p> <p>肉用牛は、省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産</p>		<p>実需者が求める品質を一定量確保するため、団地化及び機械化を推進する。</p> <p>水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと排水対策を実施する。</p> <p>(3) 野菜</p> <p>育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進める。</p> <p>省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、灌水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の自動化を進める。</p> <p>土地利用型野菜では、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化により、省力化と規模拡大を進める。</p> <p>(4) 果樹</p> <p>ナシでは、殺虫剤の削減を図るため、性フェロモン剤の利用を進め、環境にやさしい農業を確立する。</p> <p>栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工授粉のための授粉機やみつばち、マメコバチ等の導入を進める。</p> <p>労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに、労働力調整システムを活用する。</p> <p>(5) 花き</p> <p>収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を図る。</p> <p>育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等によって生産性の向上を図る。</p> <p>定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>(6) 畜産</p> <p>酪農経営では、効率的で良質な自給飼料生産、牛群検定の活用による生産性向上推進により、省力化及び経営の効率化を進める。大規模酪農経営では、フリーストール・ミルキングペーラー方式を導入し、省力化を進める。</p> <p>肉用牛は、省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産</p>	

改正後		現 行	
	<p>性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。</p> <p>飼料作物では、土地の利用集積や放牧技術導入等により遊休農地を積極的に活用し、高性能機械の導入による面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。</p> <p>ふん尿処理については、良質な肥料生産に努め、耕種農家との連携により、地域における肥料利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>(7) 菌茸 しいたけの栽培においては、種菌の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p>		<p>性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。</p> <p>飼料作物では、土地の利用集積や放牧技術導入等により遊休農地を積極的に活用し、高性能機械の導入による面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。</p> <p>ふん尿処理については、良質な肥料生産に努め、耕種農家との連携により、地域における肥料利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>(7) 菌茸 しいたけの栽培においては、種菌の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p>
経営管理の方法	<p>1 経営の分析に基づき、経営改善計画を立て、計画に沿って実践する。</p> <p>2 経営の合理化を進めるため、簿記記帳により経営と家計の分離を図る。また、青色申告を実施する。</p> <p>3 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の効率化を図り、熟度の高いものから法人化をすすめる。</p> <p>4 合理的な経営を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>5 経営体質を強化するため、自己資本の充実を図る。</p> <p>6 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。</p> <p>7 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整を図る。</p>	経営管理の方法	<p>1 経営の分析に基づき、経営改善計画を立て、計画に沿って実践する。</p> <p>2 経営の合理化を進めるため、簿記記帳により経営と家計の分離を図る。また、青色申告を実施する。</p> <p>3 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の効率化を図り、熟度の高いものから法人化をすすめる。</p> <p>4 合理的な経営を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>5 経営体質を強化するため、自己資本の充実を図る。</p> <p>6 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。</p> <p>7 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整を図る。</p>
農業従事の態様等	<p>1 個別経営体</p> <p>(1) 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を推進し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>(2) 快適な労働環境づくりを図るため、「わが家の農作業チエ</p>	農業従事の態様等	<p>1 個別経営体</p> <p>(1) 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を推進し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>(2) 快適な労働環境づくりを図るため、「わが家の農作業チエ</p>

改正後		現 行	
	<p>「ツク」等を実施し、農作業環境の改善に努める。</p> <p>(3) 計画的な作業と臨時雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(4) 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度の導入を推進する。</p> <p>2 組織経営体</p> <p>(1) 給料、就業時間、保険制度、休憩室、作業衣等就業条件を整備する。</p> <p>(2) 重作業や栽培環境、作業姿勢の改善により作業環境を整備する。</p> <p>(3) 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>		<p>「ツク」等を実施し、農作業環境の改善に努める。</p> <p>(3) 計画的な作業と臨時雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>(4) 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度の導入を推進する。</p> <p>2 組織経営体</p> <p>(1) 給料、就業時間、保険制度、休憩室、作業衣等就業条件を整備する。</p> <p>(2) 重作業や栽培環境、作業姿勢の改善により作業環境を整備する。</p> <p>(3) 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>
<p>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業経営を當もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p><u>第1に示したような目標達成を可能とする新たに農業経営を當もうとする青年等の経営の指標は、第2で定めるものと同様である。</u></p> <p><u>ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。</u></p>		<p><u>(新規)</u></p>	
<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1. 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>		<p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1. 効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を當む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。</p> <p>○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	

改正後		現 行	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア 6 5 % なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。 (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用面積（基幹農作業を3作業以上実施している受託面積を含む。）割合の目標である。 基幹農作業とは、水稻で耕起、代かき、田植え及び刈取り、その他の作目で耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業である。 2 目標年次は、おおむね 10 年後とする。 2 (略)		面積のシェア 6 5 % なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地利用集積円滑化事業や農地保有合理化事業を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。 (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用面積（基幹農作業を3作業以上実施している受託面積を含む。）割合の目標である。 基幹農作業とは、水稻で耕起、代かき、田植え及び刈取り、その他の作目で耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業である。 2 目標年次は、おおむね 10 年後とする。	
		2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 市では、水稻・麦・大豆やブロッコリー・ダイコン・バレイショなどを主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農用地の利用集積が進んできているが、一部は場整備実施地区においては農用地利用改善組合などの調整で経営農地の団地化による集積が進んでいるものの、一般的には担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況である。 (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン 今後 10 年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受け能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。	

改正後		現 行																												
<p>[農用地利用ビジョンの実現を図るための施策]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th><th>地区名</th><th>実施予定年度</th><th>施策の概要等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">大区画ほ場整備事業</td><td>飯崎地区</td><td>H 2 2～H 2 7</td><td>受益面積 7 0 h a</td></tr> <tr> <td>原町南部地区</td><td>H 1 2～H <u>2 8</u></td><td>受益面積 2 1 8 h a</td></tr> <tr> <td>押釜地区</td><td>H 1 8～H <u>2 7</u></td><td>受益面積 <u>4 4</u> h a</td></tr> <tr> <td>金沢・北泉地区</td><td><u>H 2 4～H 2 8</u></td><td>受益面積 <u>5 5</u> h a</td></tr> <tr> <td>原町東地区</td><td><u>H 2 4～H 2 8</u></td><td>受益面積 3 1 8 h a</td></tr> <tr> <td>八沢地区</td><td><u>H 2 4～H 2 8</u></td><td>受益面積 南相馬市 2 3 8 h a 相馬市 1 3 5 h a</td></tr> <tr> <td>右田・海老地区</td><td><u>H 2 4～H 2 8</u></td><td>受益面積 2 2 5 h a</td></tr> <tr> <td>真野地区</td><td><u>H 2 4～H 2 8</u></td><td>受益面積 1 4 2 h a</td></tr> </tbody> </table>		施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等	大区画ほ場整備事業	飯崎地区	H 2 2～H 2 7	受益面積 7 0 h a	原町南部地区	H 1 2～H <u>2 8</u>	受益面積 2 1 8 h a	押釜地区	H 1 8～H <u>2 7</u>	受益面積 <u>4 4</u> h a	金沢・北泉地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 <u>5 5</u> h a	原町東地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 3 1 8 h a	八沢地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 南相馬市 2 3 8 h a 相馬市 1 3 5 h a	右田・海老地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 2 2 5 h a	真野地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 1 4 2 h a
施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等																											
大区画ほ場整備事業	飯崎地区	H 2 2～H 2 7	受益面積 7 0 h a																											
	原町南部地区	H 1 2～H <u>2 8</u>	受益面積 2 1 8 h a																											
	押釜地区	H 1 8～H <u>2 7</u>	受益面積 <u>4 4</u> h a																											
	金沢・北泉地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 <u>5 5</u> h a																											
	原町東地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 3 1 8 h a																											
	八沢地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 南相馬市 2 3 8 h a 相馬市 1 3 5 h a																											
	右田・海老地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 2 2 5 h a																											
	真野地区	<u>H 2 4～H 2 8</u>	受益面積 1 4 2 h a																											
<p>[農用地利用ビジョンの実現を図るための施策]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th><th>地区名</th><th>実施予定年度</th><th>施策の概要等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">大区画ほ場整備事業</td><td>飯崎地区</td><td>H 2 2～H 2 7</td><td>受益面積 7 0 h a</td></tr> <tr> <td>村上福岡地区</td><td><u>H 2 3～</u></td><td>受益面積 <u>1 3 2</u> h a</td></tr> <tr> <td>原町南部地区</td><td>H 1 2～H <u>2 5</u></td><td>受益面積 2 1 8 h a</td></tr> <tr> <td>上太田地区</td><td><u>H 1 3～H 2 2</u></td><td>受益面積 <u>6 5</u> h a</td></tr> <tr> <td>押釜地区</td><td>H 1 8～H <u>2 5</u></td><td>受益面積 <u>4 3</u> h a</td></tr> <tr> <td>規模拡大農家育成奨励事業</td><td>市内全域</td><td><u>H 1 8～</u></td><td>認定農業者の農地取得、貸借権の設定に助成</td></tr> </tbody> </table>		施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等	大区画ほ場整備事業	飯崎地区	H 2 2～H 2 7	受益面積 7 0 h a	村上福岡地区	<u>H 2 3～</u>	受益面積 <u>1 3 2</u> h a	原町南部地区	H 1 2～H <u>2 5</u>	受益面積 2 1 8 h a	上太田地区	<u>H 1 3～H 2 2</u>	受益面積 <u>6 5</u> h a	押釜地区	H 1 8～H <u>2 5</u>	受益面積 <u>4 3</u> h a	規模拡大農家育成奨励事業	市内全域	<u>H 1 8～</u>	認定農業者の農地取得、貸借権の設定に助成					
施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等																											
大区画ほ場整備事業	飯崎地区	H 2 2～H 2 7	受益面積 7 0 h a																											
	村上福岡地区	<u>H 2 3～</u>	受益面積 <u>1 3 2</u> h a																											
	原町南部地区	H 1 2～H <u>2 5</u>	受益面積 2 1 8 h a																											
	上太田地区	<u>H 1 3～H 2 2</u>	受益面積 <u>6 5</u> h a																											
	押釜地区	H 1 8～H <u>2 5</u>	受益面積 <u>4 3</u> h a																											
規模拡大農家育成奨励事業	市内全域	<u>H 1 8～</u>	認定農業者の農地取得、貸借権の設定に助成																											

改正後	現 行
<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第<u>5</u>「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用権設定等促進事業 ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。 	<p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第<u>4</u>「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用権設定等促進事業 ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業 ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。 (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

改正後	現 行
<p>(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。</p> <p>イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 3 1 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積事業を行う農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u></p> <p>④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべて</p>	<p>(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。</p> <p>イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 3 1 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、<u>農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u></p> <p>④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。</p> <p>ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべて</p>

改正後	現 行
<p>を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借貸の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む)の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付</p> <p>を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げるものを除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借貸の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分_____を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払い(_____の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体を除く。)から「農業経営基盤強化促進法_____</p>	

改正後	現 行
<p>け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。) 様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p> <p>② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア 当該開発事業の実施が確実であること。</p> <p>イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>	<p>け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。) の運用について」(平成 5 年 8 月 2 日付け 5 構改 B 第 848 号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。) 別記様式第 3 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p> <p>② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア 当該開発事業の実施が確実であること。</p> <p>イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定時期</p> <p>① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</p> <p>② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取</p>

改正後	現 行
<p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は 	<p>り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>④ 市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るために、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>⑤ ②から④までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定められた農用地利用集積計画の利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。 ② 市は、(5)の②から④までの規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。 ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。 <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は

改正後	現 行
<p>名称及び住所</p> <p>④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分<u>又は株式含む</u>）の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2第1項各号に掲げる事項について市に報告しなければならない旨 ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 (イ) 原状回復の費用の負担者 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況 (8) ~ (13) (略)</p>	<p>名称及び住所</p> <p>④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（<u>現物出資に伴い付与される持分を含む。</u>）及びその支払い（持分_____の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項 ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件 イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2第1項各号に掲げる事項について市に報告しなければならない旨 ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項 (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者 (イ) 原状回復の費用の負担者 (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況 ⑧ 同意 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有</p>

改正後	現 行
<p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。</p> <p>ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。</p> <p>イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認め</p>	<p>權を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。</p> <p>(9) 公告</p> <p>市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果</p> <p>市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。</p> <p>(11) 利用権の設定等を受けた者の責務</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。</p> <p>(12) 農業委員会への報告</p> <p>市は、(1)の④に規定する者から(7)の⑥のイによる報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。</p> <p>(13) 紛争の処理</p> <p>市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。</p> <p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。</p> <p>ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。</p> <p>イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認め</p>

改正後	現 行
<p>るとき。</p> <p>② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。</p> <p>ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分((7)の⑦を除く)を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。</p> <p>⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p> <p style="color: red;"><u>(削除)</u></p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う財団法人福島県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p> <p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用</p>	<p>るとき。</p> <p>② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。</p> <p>ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分((7)の⑦を除く)を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。</p> <p>⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地保有合理化事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う財団法人福島県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p> <p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、市の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用</p>

改正後	現 行
<p>集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び支援センター等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>③ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び支援センター等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。</p> <p>④ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 イ 農用地利用改善事業の実施区域 ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ その他必要な事項

改正後	現 行
<p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、<u>基本要綱様式第 4 号</u>の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。</p> <p>② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき法 23 条第 1 項の認定をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。 イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。 エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 <p>③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p>	<p>② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、<u>運用通知別記様式第 6 号</u>の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。</p> <p>② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき法 23 条第 1 項の認定をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。 イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。 エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 <p>③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。</p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

改正後	現 行
<p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善</p>	<p>③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</p> <p>イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。</p> <p>(7) 農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。</p> <p>③ 特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>(8) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善</p>

改正後	現 行
<p>事業の実施に関し、県普及部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p> <p>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(略)</p>	<p>事業の実施に関し、県普及部、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p> <p>5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進 イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成 ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発 エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化 オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進 カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定 <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等</p> <p>農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</p> <p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、農業従事者の安定的確保を図るために、他産業に比べて遅れている農業従事の</p>

改正後	現 行
<p>態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</p> <p>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) (略)</p>	<p>態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</p> <p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。</p> <p>ア は場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。</p> <p>イ 農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。</p> <p>ウ 地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に各集落の転作組合の活動を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するように努める。</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>① 事業推進体制等</p> <p>市は、農業委員会、県普及部、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、今後10年間にわたる行動計画を樹立する。また、この長期行動計画と併せて、年度別に行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって推進する。</p> <p>② 農業委員会等の協力</p> <p>農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、支援センターと相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</p> <p><u>第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・</u></p>
	<u>(新規)</u>

改正後	現 行
<p><u>団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</u></p> <p><u>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</u></p> <p><u>ア 受入環境の整備</u></p> <p><u>青年農業者等育成センターや県普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。</u></p> <p><u>イ 中長期的な取組</u></p> <p><u>生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。</u></p> <p><u>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</u></p> <p><u>ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</u></p> <p><u>本市が主体となって福島県農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。</u></p> <p><u>イ 就農初期段階の地域全体でのサポート</u></p> <p><u>新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため新規就農者交流会を開催するとともに、市内各区認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会議所及び道の駅と連携して、道の駅の直売コーナーへの出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。</u></p> <p><u>ウ 経営力の向上に向けた支援</u></p> <p><u>アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</u> <u>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</u></p> <p><u>(3) 関係機関等の役割分担</u> <u>就農に向けた情報提供及び就農相談については福島県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県普及部、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</u></p>	<p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p>1～2（略）</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 農地利用集積円滑化事業の実施主体は、第3の2の（1）に示すような地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農用地の利用集積を促進する取組を行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 ① 市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を</p>

改正後	現 行
<p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託（以下「貸付け等」という。）に関する事項</p> <p>イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項</p> <p>ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p> <p>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</p> <p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施地域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p>	<p>除いた市の全部又は一部の区域を事業実施地域として行うものとする。</p> <p>なお、市の一部の区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う場合には、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農用地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を事業実施地域とするものとする。</p> <p>② 市は、複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、市全域における事業実施地域の調整を行うものとする。</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託（以下「貸付け等」という。）に関する事項</p> <p>イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項</p> <p>ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p> <p>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</p> <p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施地域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p>

改正後	現 行
<p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10の規定に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。</p> <p>② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</p> <p>オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。</p> <p>キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>ク 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>ケ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。</p> <p>コ 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合</p>	<p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10の規定に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。</p> <p>② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること。</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。</p> <p>エ 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。</p> <p>オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。</p> <p>キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。</p> <p>ク 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>ケ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。</p> <p>コ 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合</p>

改正後	現 行
<p>には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p> <p>③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。</p> <p>⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。</p> <p>(3)～(4)（略）</p>	<p>には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p> <p>③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。</p> <p>⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。</p> <p>② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消すことができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。</p> <p>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</p> <p>④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を市の掲示場への掲示により公告する。</p> <p>(4) 市による農地利用集積円滑化事業規程の策定</p> <p>① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 当該事業により貸付等を行うことができる相手方（法第18条第2項第6号に規定する者については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。</p> <hr/> <hr/>	<p>② 市は、①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。 ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、（2）の②に掲げる要件に該当するものとする。 ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。 ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示場への掲示により公告する。 ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p>
<p>(6)～(8)（略）</p> <hr/>	<p>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 当該事業により貸付等を行うことができる相手方（法第18条第2項第6号に規定する者については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。</p> <p style="color:red;"><u>また、貸付等の相手方が農地保有合理化法人を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地保有合理化法人を貸付等を行う相手方とすることができます。</u></p>
	<p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方 ① 農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。 ② 農地利用集積円滑化団体は、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号農林水産省経営局長通知）第1の2の（6）のアの（ウ）に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。 ③ ②に規定する委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。 ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者</p>

改正後	現 行
	<p>が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めること。</p> <p>イ　所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借貸並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に貸付け等の相手方と協議し、協議の結果、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得て決定する旨を定めること。</p> <p>ウ　受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすること。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。</p> <p>この場合、農地利用集積円滑化団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託することができるものとする。</p> <p>(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの対価の設定等の基準</p> <p>① 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。</p> <p>② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。</p> <p>(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</p> <p>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</p>

改正後	現 行
<p>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。</p> <p>② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</p>	<p>③ 研修等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体は、県普及部、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。</p> <p>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、県、県農業会議、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。</p> <p>② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</p>
<p>第6 その他</p> <p>(略)</p>	<p>第6 その他</p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p>
<p>附則</p> <p>この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基本構想は、平成26年月日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。</p>
<p>別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別紙1 (第4の1 (1)⑥関係)</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の</p>

改正後	現 行
別紙2（第4の1（2）関係）	<p>行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ……その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ……その土地を効率的に利用することができると認められること。</p>

改正後	現 行			
I ~III (略)	I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合			
	①存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
	<p>1 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合には、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農</p>

改正後	現 行		
	<p>施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南相馬市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
<p>II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p>			
	<p>①存続期間(又は残存期間)</p>	<p>② 借賃の算定基準</p>	<p>③ 借賃の支払方法</p>
I の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、</p>	<p>I の③と同じ。</p>	<p>I の④と同じ。</p>

改正後	現 行		
	その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。		
III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合			
①存続期間 I の①と同じ。	② 損益の算定基準 1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	③ 損益の決済方法 I の③と同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	④ 有益費の償還 I の④と同じ。
IV 所有権の移転を受ける場合			
①対価の算定基準 土地の種類及び農業	② 対価の支払方法 農用地利用集積計画に	③ 所有权の移転の時期 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対	①対価の算定基準 土地の種類及び農業
② 対価の支払方法 農用地利用集積計画に		③ 所有权の移転の時期 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対	② 対価の支払方法 農用地利用集積計画に

改正後		現 行
<p>上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> <p>定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、同法人の定めるところによるものとする。</p>	<p>上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p> <p>定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>なお、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、同法人の定めるところによるものとする。</p>

改正後	現 行
1～2（略）	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。</p> <p>(2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地形成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。</p> <p>(3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境にやさしい農業を推進する。</p> <p>(4) 効率的な作業が可能となるよう圃場の大区画化を図る。土地利用調整活動による農地の集積と規模拡大を図る。</p> <p>2 作目別の技術等</p> <p>(1) 水稲</p> <p>直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稻作業期間の拡大を図る。複数品種の組合せ等により、適期作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。</p> <p>生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。また、飼料用米、加工用米、稻WCS等の非主食用米を含む多様な米づくりによる土地利用型経営の安定化を図る。</p> <p>(2) 麦・大豆</p> <p>実需者が求める品質を一定量確保するため、団地化及び機械化を推進する。</p> <p>水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと排水対策を実施する。</p> <p>(3) 野菜</p> <p>育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進める。</p> <p>省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、灌水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の自動化を進める。</p> <p>土地利用型野菜では、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化により、省力化と規模拡大を進める。</p> <p>(4) 果樹</p> <p>ナシでは、殺虫剤の削減を図るため、性フェロモン剤の利用を進め、環境にやさしい農業を確立する。</p> <p>栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工授粉のための授粉機やみつばち、マメコバチ等の導入を進める。</p>

改正後	現 行
	<p>労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに、労働力調整システムを活用する。</p> <p>(5) 花き</p> <p>収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を図る。</p> <p>育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等によって生産性の向上を図る。</p> <p>定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>(6) 畜産</p> <p>酪農経営では、効率的で良質な自給飼料生産、牛群検定の活用による生産性向上推進により、省力化及び経営の効率化を進める。大規模酪農経営では、フリーストール・ミルキングパーラー方式を導入し、省力化を進める。</p> <p>肉用牛は、省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。</p> <p>飼料作物では、土地の利用集積や放牧技術導入等により遊休農地を積極的に活用し、高性能機械の導入による面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。</p> <p>ふん尿処理については、良質な肥料生産に努め、耕種農家との連携により、地域における肥料利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>(7) 菌苅</p> <p>しいたけの栽培においては、種菌の特性に応じた温湿度管理を行い、発生の安定に努める。使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p>